

Ⅲ. 訪問介護（ヘルパーステーション）（☎：0894-22-0244）

■ 特徴

- ◎24時間365日体制で対応させていただきます。
- ◎自由契約により、どなたでも利用して頂けます。

■ 利用資格

下記の①②の条件を全て満たす事が可能な方

- ①原則として、60歳以上の方
- ②原則として、要支援又は要介護認定を受けている方

■ 利用料

【介護予防の方】

サービスの頻度	月額(30日)	自己負担額(30日)
週1回程度(Ⅰ)	11,680円	1,168円
週2回程度(Ⅱ)	23,350円	2,335円
(Ⅱ)を超える利用が必要な場合(Ⅲ)	37,040円	3,704円

※身体介護・生活援助の区分はございません。
※週1回程度・2回程度の利用とは、その回数以上利用出来ないという意味ではございません。

※上記の自己負担額は1割負担の場合です。各利用者によって負担割合が異なりますので、ご注意ください。

【要介護の方】

サービスの種類	サービス時間	サービス費用	自己負担額
身体介護	20分未満	1,650円	165円
	20分以上30分未満	2,480円	248円
	30分以上1時間未満	3,940円	394円
	1時間以上	5,750円	575円
生活援助	以降30分延長ごと	830円	+91円
	20分以上45分未満	1,810円	181円
身体介護に引き続き生活援助を行う場合	45分以上	2,230円	223円
	70分以上	1,980円	198円
	70分以上	1,980円	198円

※早朝・夜間・深夜などは加算がございます。

※当事業所は、厚生労働大臣が定める基準に適合するため、特定事業所加算(Ⅱ)を適用し、上記からサービス利用料に10%割増料金を加算するものとします。

※上記の自己負担額は1割負担の場合です。各利用者によって負担割合が異なりますので、ご注意ください。

【介護認定非該当若しくは介護保険外の方】

自由契約生活援助主体(1時間)	2,160円
自由契約身体介護主体(1時間)	2,700円

■ その他ご注意事項

介護保険の対象外になるサービス

- ・通院、生活必需品の買物、冠婚葬祭、催し物の付添など以外の外出
- ・同居家族がいる場合の洗濯や掃除など
(障害や病気などにより家事が困難な場合は対象)

Ⅳ. ショートステイ（☎：0894-22-0222）

■ 特徴

- ◎全室個室（間仕切りを取り、夫婦部屋にも対応可能）
- ◎和室をご用意
- ◎全室電話・テレビ・冷蔵庫完備
- ◎理美容も希望により対応可能

■ 利用資格

下記の①②の条件を全て満たす事が可能な方

- ①原則として、60歳以上の方
- ②原則として、要支援又は要介護認定を受けている方

■ 利用料

介護保険の対象となるサービス(1日につき)

サービス内容	要介護度	単位(円)	備考
介護予防併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)	要支援1	512	ユニット型個室
	要支援2	636	ユニット型個室
併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)	要介護1	682	ユニット型個室
	要介護2	749	ユニット型個室
	要介護3	822	ユニット型個室
	要介護4	889	ユニット型個室
要介護5	956	ユニット型個室	
送迎加算		184	自宅から施設まで(片道につき)
看護体制加算(Ⅱ)		8	要介護者のみ
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		18	
介護職員処遇改善加算Ⅱ		※上記の介護保険総額に6.0%を乗じた単位	
食費	第1段階	300	朝食390円 昼食600円 夕食550円
	第2段階	390	
	第3段階	650	
	上記以外	1,540	
滞在費	第1段階	820	ユニット型
	第2段階	820	
	第3段階	1,310	
	上記以外	2,500	

※上記の自己負担額は1割負担の場合です。各利用者によって負担割合が異なりますので、ご注意ください。

※食費と滞在費の自己負担については段階に応じて上記の料金を負担して頂きます。

■ 一日の自己負担の目安

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険料	512	636	682	749	822	889	956
食費	1,540(第1段階300、第2段階390、第3段階650)						
滞在費	2,500(第1段階820、第2段階820、第3段階1,310)						
日常生活費	ご利用に応じて(約200円)						
合計	4,752	4,876	4,922	4,989	5,054	5,129	5,196

※上記の自己負担額は1割負担の場合です。各利用者によって負担割合が異なりますので、ご注意ください。

■ その他注意事項

※個人的サービスの費用は自己負担となります。

※介護保険法の改正等により、料金に変更になる可能性があります。

Ⅴ. 居宅介護支援事業所（☎：0894-22-0053）

■ 特徴

介護支援専門員(ケアマネージャ)が要介護支援認定の申請の代行や在宅でサービスを利用(ケアプランの作成を依頼)するときの窓口となり、サービス事業者との連絡・調整等を行っています。

■ 介護支援専門員

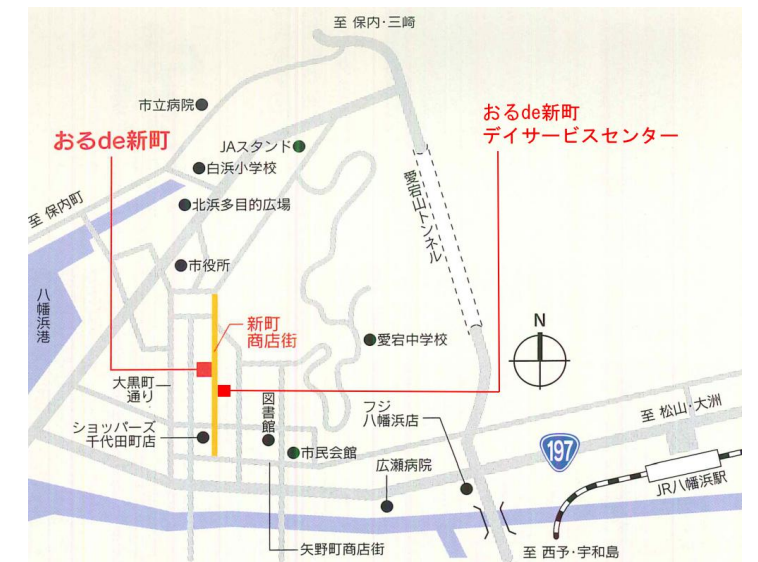
主任介護支援専門員1名、介護支援専門員2名

■ 利用料

費用はかかりません

■ 介護に関するお悩みは、まずケアマネージャに相談ください

ケアマネージャは介護の知識を幅広く持った専門家です。様々なサービスを組み合わせてケアプランを作成致します。まずはケアマネージャに相談してください。



<見学・お問い合わせ>

フリーダイヤル 0120-66-1050

ご予約の上、お越し頂ければ館内をご案内いたしますので
ご遠慮なくお申し出くださいませ